

7. 高齢者の見守り・安否確認のソフトとハード

7-1 世帯の構成について

1) 高齢者（65歳以上）のいる世帯の状況はどんなものでしょうか？

少子高齢化が進み、高齢者の単独世帯が増加しています。厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、高齢者のいる世帯は2,242万世帯（全世帯の44.7%）となっています。世帯構造別にみると、「夫婦のみの世帯」が697万4千世帯（高齢者のいる世帯の31.1%）で最も多く、次いで「単独世帯」（同25.6%）、「親と未婚の子のみの世帯」が444万2千世帯（同19.8%）となっています。（表1）

（表1）世帯構造別にみた高齢者のいる世帯数及び構成割合の推移（単位：千世帯）

年次	高齢者のいる世帯	全所帯に占める割合	単独世帯	夫婦のみの世帯	親と未婚の子の世帯	三世帯世帯	その他の世帯
S61	9,769	(26.0)	1,281	1,782	1,086	4,375	1,245
H13	16,367	(35.8)	3,179	4,545	2,563	4,179	1,902
H25	22,420	(44.7)	5,730	6,974	4,442	2,953	2,321

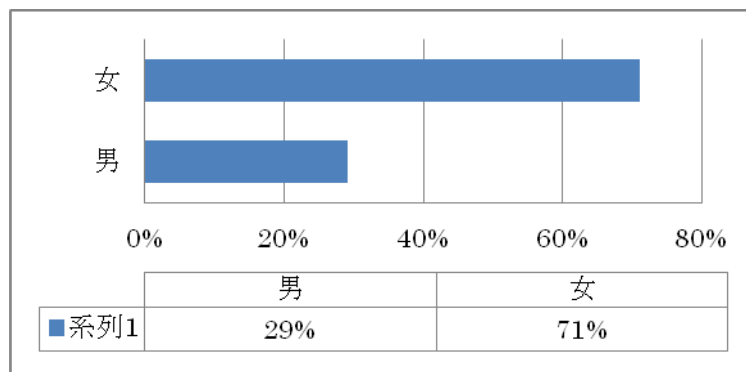
高齢者のみの世帯のうち、高齢者世帯を世帯構造別にみると、「単独世帯」が573万世帯（高齢者世帯の49.3%）、「夫婦のみの世帯」が551万3千世帯（同47.5%）となっています。（表2）

（表2）世帯構造別にみた高齢者世帯数及び構成割合の推移（単位：千世帯）

年次	高齢者世帯	単独世帯		夫婦のみ世帯	その他の世帯	
		(男の単独世帯)	(女の単独世帯)			
S61	2,362	1,281	(246)	(1,035)	1,001	80
H13	6,654	3,179	(728)	(2,451)	3,257	218
H25	11,614	5,730	(1,659)	(4,071)	5,513	371

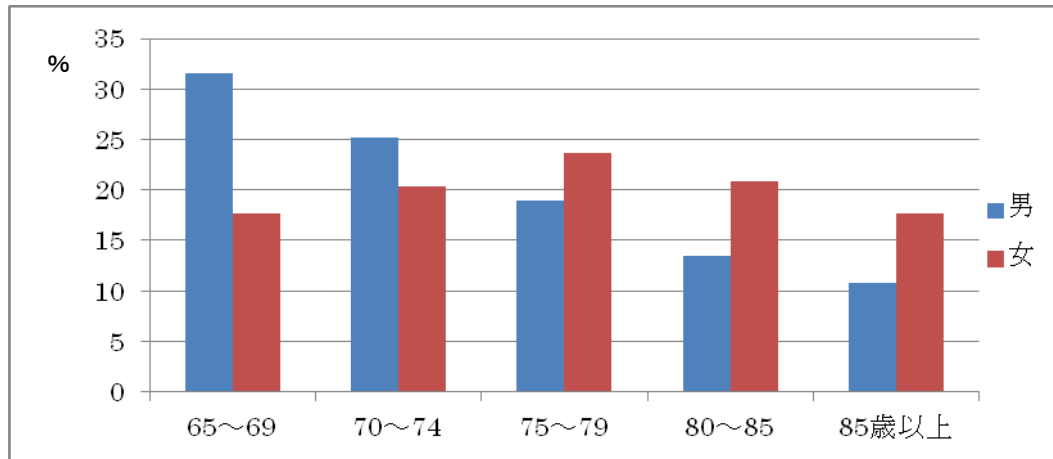
「単独世帯」を男女別にみると、男が29%、女が71%と女が断然多いことが分かります。

性別にみた高齢者の単独世帯数の構成割合（平成25年）



性別・年齢階級別にみると、男は「65～69歳」が31.5%、女は「75～79歳」が23.7%で最も多くなっています。

性別・年齢階級別にみた高齢者の単独世帯数の構成割合（平成25年）

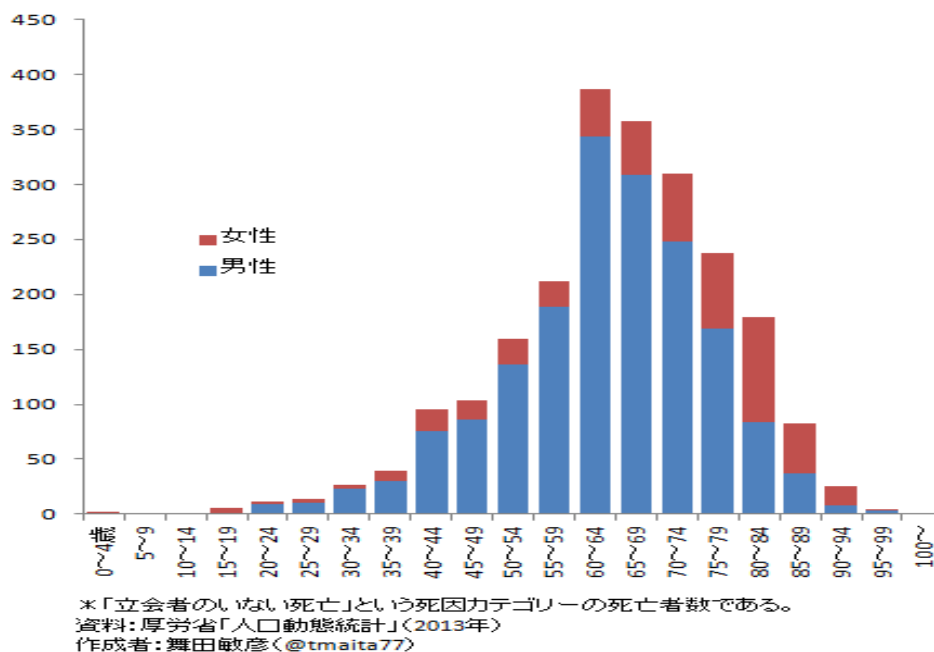


7-2 単独世帯について

1) 孤独死の発生状況はどのようなものでしょうか？

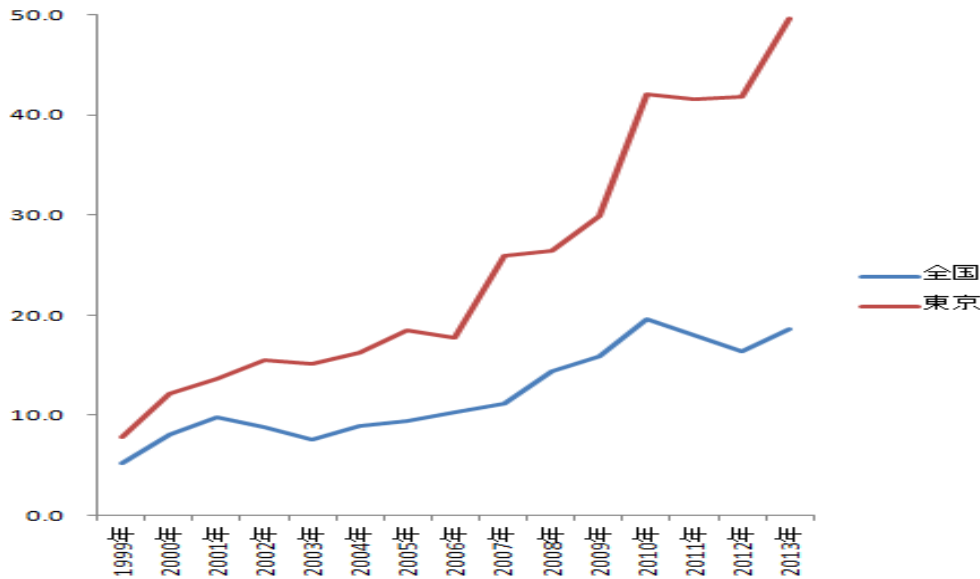
全国で起きている孤独死の近似数（相似数）ですが、厚労省「人口動態統計」の死因統計の死因カテゴリーに、「立会者のいない死亡」というものがあります。死亡時に立会者がおらず、死因を特定できない者です。2013年のデータで見ると、同年中の当該カテゴリーの死者は2,371人となっています。同年10月時点の総人口（1億2730万人）で除すと、人口100万人あたり18.6人という出現率です。この2,371人の性別・年齢別内訳をグラフにすると、下図のようになります（年齢不詳は除く）。

年齢層別の孤独死者数(2013年)



※ピークは60代前半で、女性より男性が圧倒的に多くなっています。

孤独死者の出現率の推移
(人口100万人あたり)



*「立会者のいけい死亡」という死因カテゴリーの死亡者の出現率。
資料:厚労省「人口動態統計」、総務省「人口推計年報」
作成者:舞田敏彦く@tmaita77

わが国の孤独死率は増加の傾向にあります。よくいわれる、孤族化・孤独死化の様相がデータで可視化されています。とくに大都市の東京ではそれが顕著で、今世紀になってから、孤独死の発生率が5倍以上に増えています。

7-3 高齢者の見守りについて

1) 市区町村の高齢者の見守り・安否確認への取組はどのような状況でしょうか？

制度としては、民生委員や介護支援専門委員（ケアマネージャー）が、援助を必要とされる方たちに支援をされています

民生委員: 民生委員法に規定されている市町村の区域に配置される民間の奉仕者であります。 「非常勤の特別職の地方公務員」に該当すると解されています。

民生委員は、担当の区域又は事項を定め、以下の職務を行う（民生委員法第14条第1項）こととされています。

- ・ 住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと
- ・ 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ・ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと
- ・ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ・ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
- ・ 老人福祉法の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力すること（老人福祉法第9条）

- ・生活保護法の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力すること（生活保護法第 22 条）
- ・身体障害者福祉法の施行について、市町村長、福祉事務所長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力すること（身体障害者福祉法第 12 条の 2）
- ・知的障害者福祉法の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力すること（知的障害者福祉法第 15 条）
- ・売春防止法の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力すること（売春防止法第 37 条）

また、民生委員は児童福祉法（第 16 条第 2 項）に基づき児童委員を兼ねるとされています。

介護支援専門委員（ケアマネージャー）：介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者のこと

ケアマネージャーは居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所・介護保険施設・グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所等に所属します。

利用者の介護全般に関する相談援助や関係機関との連絡調整を行いますが、援助の流れは、利用希望者、家族はどのような介護サービスの希望をするか面接（インタビュー）、どのような介護サービスが必要かを査定（アセスメント）、介護保険が利用できるようにサービス計画、個別支援計画を作成（プランニング）します。

そしてサービスの利用開始後も提供されている介護サービスが、適切か否かを定期的に評価（モニタリング）して要介護者と介護者の状況に合わせて、再びアセスメント、プランニングをおこないます。

※介護保険のサービスを利用するまでの流れ（日立市の事例）

①要介護（要支援）認定の申請をします

- ・介護保険課へ「要介護（要支援）認定書」を提出（申請書は資料として添付）
- ・申請に必要なもの
 - 要介護（要支援）認定書
 - 介護保険の保険証
 - 印鑑
 - 主治医の意見書（市が本人の主治医に依頼します）

②認定結果が出るまでの手順

- ・訪問調査
 - 心身の状態を調べるために、専門知識を持つ市の職員が本人や家族などへの聞き取り調査を行います
- ・一次判定（コンピュータ判定）
 - 調査票をコンピュータ分析し、要介護状態区分を導き出します

- ・二次判定（介護認定審査会）
保健、医療、福祉の専門家が一次判定や主治医の意見書などをもとに審査し、要介護状態区分を判定します
- ③認定結果の連絡（申請から 1 か月程度後）
 - ・介護 1～5
介護サービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な方など
 - ・要支援 1～2
介護保険の対象者ですが、要介護状態が軽く生活機能が改善する可能性の高い方など
 - ・非該当
介護保険の対象者にはなりません、生活機能が低下していて、要支援・要介護になるおそれの高い方など
- ④介護保険などのサービスを利用
 - ・介護サービス（介護給付）の利用
ケアマネジャー（介護支援専門員）にケアプランの作成を依頼
ケアプラン作成
サービス事業者と契約
サービスの利用開始
 - ・介護予防サービス（予防給付）
地域包括支援センターで保健師などと話し合い目標を設定し、達成するための支援メニューを、サービス担当者を含めて介護予防ケアプランを作成します
介護保険の介護予防サービスを利用開始

2) 日常行政業務としてはどのようなものがあるでしょうか。

東京都港区の事例

緊急通報システム

- ・事業の目的：高齢者が、自宅で急病などの緊急事態に陥ったときに警備員が現場に駆けつけ、救助、救急車の要請を行うことにより生活の安全を確保します。
- ・対象者：65 歳以上のひとり暮らし高齢者または家族全員が 65 歳以上の高齢者世帯の人
- ・システム概要：自宅で病気・事故などに陥ったときに、ペンダント型の無線発報機または通報機本体の緊急ボタンを押すことにより、事業者に通報します。また、熱感知器により火災を感知したときや、トイレの扉に設置する開閉センサーにより一日に一度もトイレの扉の開閉がなかったとき、自動的に事業者に通報します。
- ・利用料金：機器を稼動するために必要な電話料金、電気料金（定期通信による電話料を 1 ヶ月あたり 300 円程度）等を負担。また、住民税が課税の場合、月額 400 円の利用料金を委託事業者を支払うことになっています。

大阪府の事例

緊急通報システム

- ・ 事業内容：65 歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯、または身体に重度の障がいがある方などを対象に、急病などの緊急時に迅速に対応する緊急通報システム事業を実施しています
- ・ 緊急通報対応：通報装置やペンダントの緊急ボタンを押すだけで、受信センターと通話ができ、利用者からの緊急通報を受け、状況に応じて協力者や親族に連絡したり、救急車の出動を要請します。
- ・ 24 時間健康相談：看護師などが、生活や健康面での不安や悩みごとの相談を 24 時間 365 日体制で受け付け、適切なアドバイスをを行います。
- ・ お伺い電話：受信センターから年 1 回利用者宅へ電話をかけて、健康状態や生活全般の様子をお伺いし、適切な助言を行います。
- ・ 委託業者による緊急駆けつけ：緊急通報受信時に、登録している近隣協力者や親族が不在や深夜などで対応できない場合、本市の委託業者が代わりに駆けつけて、安否確認や救援・救急活動の支援を行います。
- ・ 対象者：イ) 65 歳以上でひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯、1 日のうち 8 時間程度、1 人になる方
ロ) 身体障害 2 級以上又は、聴覚、音声、言語機能障害 3 級以上の方で、単身世帯又はこれに準ずる世帯の方
- ・ 利用料：イ) 前年所得税課税世帯は、月額 721 円（所得税非課税世帯は無料）の利用料が必要です。
ロ) ご自宅の電話回線の状況により、別途工事費用が必要となる場合があります。

3) 高齢者の見守り・安否確認サービスにはどのようなものがあるのでしょうか？

①複合サービスによる見守り・安否確認

監視型或いは緊急通報型高齢者見守り・安否確認

- ・ 緊急通報、高齢者見守り・安否確認、健康・生活サポートなど様々なサービスを組み合わせたシステム
- ・ 全体的に高額ではあるが、緊急センター設置、駆付対応があり高齢者が緊急時に安心
- ・ また、サービス提供事業者は大手が多い

②センサー・機器による見守り・安否確認

監視型高齢者見守り・安否確認

- ・ 平常時、緊急時とも有効な高齢者見守り・安否確認システム
- ・ 高齢者の生活をセンサー・機器で感知するため、対象となる高齢者の生活特性に合ったサービスを選ぶことが大切

- ・例えば、日常的に転倒が気になるお年寄りには、転倒センサーによる見守り・安否確認サービスを選択する等
- ・利用料はリーズナブルだが、センサー・機器の初期費用がかかる
- ・サービス提供事業者は大手上場企業から中小／零細企業まで幅広い

③オート電話・メールによる見守り・安否確認

定時確認型高齢者見守り・安否確認

- ・IT 技術を活用した高齢者見守り・安否確認のため、利用料が安価
- ・高齢者自身の状況は自己申告制なので日常のトラブルなどは把握しにくい
- ・あくまでも高齢者見守り・安否確認の入門サービスと認識・理解し、利用すること
- ・また、サービス提供事業者は中小／零細企業が多い

④オペレータによる電話見守り・安否確認

定時確認型高齢者見守り・安否確認

- ・オペレータによるキメの細かい高齢者見守り・安否確認がセールスポイント
- ・また、友人の少ない高齢者にとっては話し相手ができるというメリットもある
- ・但し、オペレータの質・キャリアによって、サービスのレベルが異なる
- ・また、サービス提供事業者は中小／零細企業が多い

http://anpi-hikaku.com/operator_top.html

⑤宅配サービスによる見守り・安否確認

定時対面型高齢者見守り・安否確認

- ・食事／物品等商品配達時に見守り・安否確認を行うシステム
- ・配達員の目視による高齢者見守り・安否確認のため安心度が高い
- ・但し、高齢者見守り・安否確認は付加サービスなので、緊急時の対応力は未知数
- ・サービス提供事業者は大手上場企業から中小／零細企業・福祉 NPO まで幅広い

⑥スマートフォンの機能・アプリによる見守り・安否確認

定時確認型・監視型或いは緊急通報型等による高齢者見守り・安否確認

・携帯電話会社独自の機能またはアプリをインストールすることで見守り・安否確認を行うシステム

- ・高齢者見守り・安否確認の中では最もコストパフォーマンスが良く、低価格または無料で利用できる
- ・運営社を介せず見守られる側→見守る側が直接つながっているため、万が一の時やトラブル時のリスクヘッジがない
- ・また、スマホの電源が切れていると機能しない

セコム HP より抜粋

どの方式のサービスを受けるかについては、高齢者と安否情報を受ける家族等が互いにあまり負担に感じないサービスを受けることが大切と思われます。